（様式）

特別顧問・特別参与が従事した職務の遂行に係る情報

|  |  |
| --- | --- |
| 議題 | 新公会計制度アドバイザリー会議 |
| 日時 | 平成２９年８月２８日(月)　１４時００分～１６時５０分 |
| 場所 | 府庁本館４階　会計検査室 |
| 出席者 | (特別顧問・特別参与)：小幡特別参与　武田特別参与(職員等)：会計管理者兼会計局長会計指導課 課長、課長補佐１名、主査３名、主事１名 |
| 論点 | ・平成２８年度財務諸表について・その他 |
| 主な意見 | 資料１（各会計合算）について・府営住宅の大阪市への移管に係る負債の補足情報として、大阪市から償還を受ける金額などが分かれば、注記等での記載などを検討してはどうか。・大阪市立特別支援学校の大阪市からの移管に係る負債の補足情報として、大阪市への償還金額などが分かれば、注記等での記載などを検討してはどうか。・大阪市立特別支援学校の移管に係る土地・建物等の資産受入状況について、移管元の大阪市に確認してはどうか。資料３について・２ページ　Ⅰ．平成２８年度の財務諸表のポイント　キャッシュフロー計算書で、財務活動収支差額と前年度からの繰越金の間に収支差額合計の項目も記載してはどうか。・５ページ　Ⅳ．収入と費用について　政令市の小中学校教職員費の移譲及び大阪市立特別支援学校の移管にかかる特別収入の内容の文言を、資料２の文言と統一的に合わせてはどうか。その他・今後、法令、規則等の変更事象が発生した場合は、さらに関係部署と連携し、当該変更が財務諸表にどのような影響が及ぶかを判断の上、対応されたい。 |
| 結論 | 資料１（各会計合算）について・府営住宅の大阪市への移管について、大阪市から償還を受ける金額など、内容を確認の上、注記での記載などを検討する。・大阪市立特別支援学校の大阪市からの移管について、大阪市への償還金額など、内容を確認の上、注記での記載などを検討する。・大阪市立特別支援学校の移管に係る土地・建物等の資産受入状況について、移管元の大阪市に確認する。資料３について・２ページ　Ⅰ．平成２８年度の財務諸表のポイント　キャッシュフロー計算書で、財務活動収支差額と前年度からの繰越金の間に収支差額合計の項目を記載する。・５ページ　Ⅳ．収入と費用について　政令市の小中学校教職員費の移譲及び大阪市立特別支援学校の移管にかかる特別収入の内容の文言を、資料２の文言と統一的に記載する。 |
| 説明等資料 | ・議事次第・【資料１】平成２8年度財務諸表（各会計合算）・【資料２】平成２8年度大阪府新公会計制度財務諸表の概要・【資料３】平成２8年度大阪府新公会計制度財務諸表についてなお、これらの資料については、平成2９年８月２８日現在であり、会議での指摘等による修正があります。最終の財務諸表等については、下記の資料を確認ください。※最終の財務諸表についてはこちら（リンク）<http://www.pref.osaka.lg.jp/kaikei/newzaimusyohyou/index.html> |
| 関係部局（室課） |  |